

休会の手続き等について

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部

本会からの休会を希望される場合、以下のような手続きを必要とします。
下記をお読みいただき、次ページの「休会届」の様式にご記入・ご捺印の上、
ご提出ください。また、休会費のお振込みをお願いいたします。

1. 休会につきましては、本会の規約に以下のような規定がございます。
これに従い、この手続きをさせていただきます。ご参照ください。

規約

第7章〔入会・休会・退会〕

第9条 休会

- (1)休会の受付は、所定の休会依頼文書の提出により随時受け付け、運営会議での休会報告でもって、正式に休会を認めるものとする。
- (2)休会は期限を3月末日とし、次年度も休会を希望する場合は、再度休会届けを提出し、年会費を納付することとする。

第8章〔会費・事業費〕

第11条 会費

- (1)年会費は次のとおりで、正会員及び準会員は新年度の4月に全額を一括して納付する。
特別会員については会費免除とする。
- (2)年会費：5,000円
- (3)新入会員の場合には、入会時に年会費を全額納付する。
- (4)休会の場合は、年会費は3,000円納付することとする。
- (5)活動期間年度途中で退会しても、残存期間分の精算は一切しない。

2. 休会に伴う議事録などの送付について
休会される場合、議事録などの発送をいたします。

☆休会届のご郵送先

〒465-0078 名古屋市名東区にじが丘3-16-2 にじのもりハウス 105
全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部 事務局 新谷啓子

☆休会費のお振込先

ゆうちょ銀行 記号 12100 番号 69754621
名前 ショウガイガクシュウオンガクシドウインケンキュウカイ

休会届

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部 代表 新谷啓子殿

_____年____月____日

氏名_____印

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部を休会いたしたく、
「規約」第9条、及び第11条に従い、届け出をいたしますので、
よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

休会理由など (ご記入は任意です)